

不妊治療支援検討会
最終報告書
(案)

2025年(令和7年)3月

不妊治療支援検討会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

1 不妊治療をとりまく状況・・・・・・・・ p3

2 今後の不妊治療支援に向けて・・・・・・・・ p4

3 不妊治療と仕事の両立支援の推進・・・・・・・・ p6

4 不妊症等に関する支援促進条例(仮称)の制定・・ p8

【参考1】 不妊治療支援検討会の開催状況

【参考2】 中間報告書（不妊治療支援実態調査）（R6.3）

中間報告書への対応状況

【参考3】 企業アンケート調査（R6.7）結果

【参考4】 不妊治療支援施策の沿革

はじめに

近年の晩婚化や晩産化の進行を背景として、不妊症や不育症に対する支援の必要性は高まっている。日本における不妊の検査や治療を経験した夫婦は4.4組に1組を占め、10人に1人が体外受精等の生殖補助医療により出生しているなど、生殖補助医療をはじめとする不妊治療を受けることは特別なことではなく、より一般的なものとなっている。

このような中、兵庫県における不妊治療の現状と課題を共有し、不妊治療等に対する効果的な支援策を協議するため、2023年(令和5年)6月に兵庫県不妊治療支援検討会(以下「検討会」)が設置された。以降、検討会では医療機関や当事者への実態調査を経て論点を整理し、2024年(令和6年)1月には中間報告書を取りまとめ、不妊治療応援サイト「妊活はじめの一步。」の開設、先進医療費及び通院交通費助成事業やプレコンセプションケア講師派遣事業の創設に繋がったところである。

2024年度(令和6年度)からは企業や当事者団体を新たな構成員に迎え、企業アンケートの実施や兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組(条例)について議論を深化させてきたところ、このたび「不妊治療支援検討会最終報告書」としてとりまとめるに至った。

この最終報告書は、検討会委員の総意により作成し、結婚並びに妊娠及び出産の自由や多様な家族観を尊重しつつ、健康や生殖に関する知識を持って地域社会の構成員が一体となり、社会全体で不妊症及び不育症に関する支援をより一層促進するためのものである。関係各位のこれまでのご協力に感謝申し上げるとともに、希望する誰もが、安心して子どもを産み、子育てができる社会が実現することを祈念している。

兵庫県不妊治療支援検討会
会長 柴原 浩章

1 不妊治療を取り巻く状況

(1) 少子高齢化と晩産化の現状

日本の少子高齢化と晩産化の進行は深刻な状況にある。生産年齢人口は1995年（平成7年）をピークに減少傾向に転じ、2023年（令和5年）の出生数は過去最低を更新した。さらに、第一子の平均出産年齢は30歳を超えており、加齢による妊娠・出産リスクの上昇が懸念される。

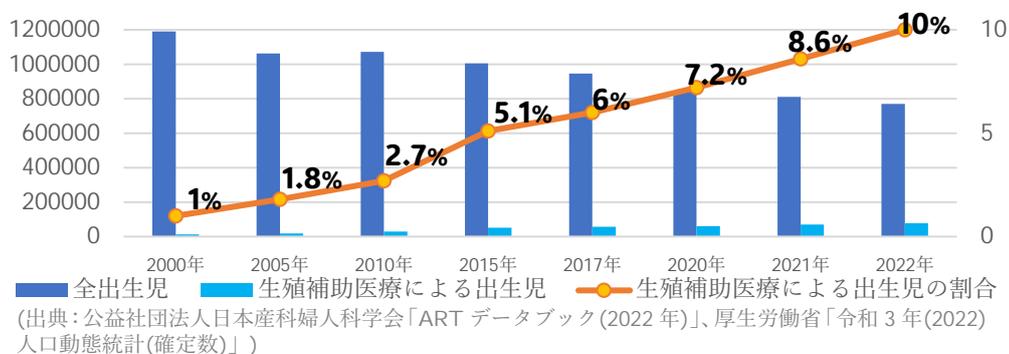
一般的に、妊娠するための力（妊孕性）は年齢とともに低下することが知られている。これは、男女ともに認められ、加齢に伴って不妊症や不育症となる可能性も高まる。

(2) 生殖補助医療の普及

2022年（令和4年）4月から、体外受精などの生殖補助医療を含む不妊治療が保険適用となり、社会的にも不妊治療が注目される契機となった。

2022年（令和4年）の出生数は770,759人であり、そのうち生殖補助医療による出生数は77,206人と、約10人に1人の割合となっている。この数字は年々増加傾向にあり、生殖補助医療が日本の出生率にも大きな影響を与えている。

【図1：全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合】



(3) 情報提供と社会的理解の必要性

一方で、不妊症や不育症について、必要な情報や治療を適切に得られる体制が不十分であることが課題となっている。例えば、仕事と治療の両立において、不妊治療を理由に気軽に有給休暇を取ることが難しいといったように、不妊治療について、社会全体の理解が深まっていないため、不妊治療を断念する方もいる。不妊や不育に関する問題は、個人のプライバシーに属する機微な問題であり、公表する必要はないが、治療が長期間にわたることもあることから、働き方の変更などに際し、周囲の理解を得るために自身の状況を説明することに躊躇を覚える方も少なくない。

2 今後の不妊治療支援に向けて

(1) 環境整備の重要性と基本的アプローチ

不妊治療支援の環境整備において、当事者の経済的、肉体的及び精神的負担の軽減、不妊治療と仕事の両立支援、そして社会全体の理解促進など多角的なアプローチが必要である。これらの要因を総合的に考慮し、一人ひとりが安心して治療を受けられる環境を整えることが重要である。

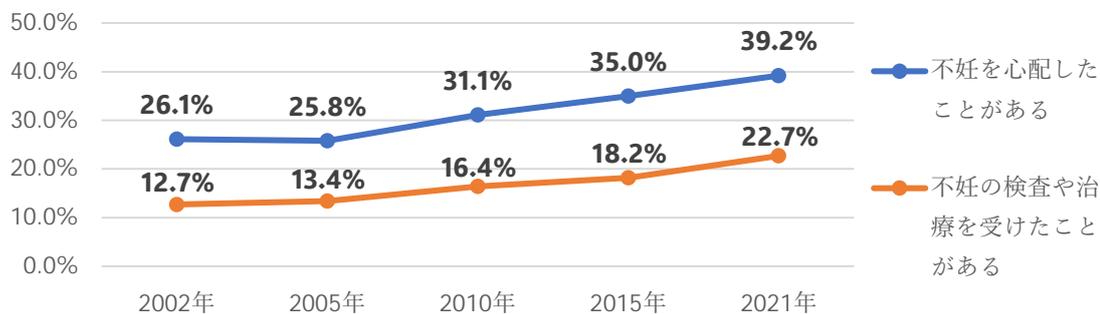
そのためには、まず兵庫県が明確な基本姿勢を示すことが不可欠である。さらに、県民や医療関係者、企業などすべての関係者が健康や生殖に関する知識を持ち、連携して取り組みを推進することが求められる。

(2) 不妊に対する社会的認識と若者支援

晩婚化、晩産化が進む現在の日本では、不妊を心配したことがある夫婦の割合が39.2%に達しており、これは夫婦全体の2.6組に1組という高い比率である。そのため、この状況を踏まえると、今後将来において、結婚をする・しない、妊娠を希望する・しないの選択をする若者世代へのアプローチがより重要となる。具体的には、妊娠を希望する方については、早めに医療機関を受診することが望ましく、不妊の原因は男女ともにあるため、検査や治療にはパートナーと一緒に取り組む重要性を普及啓発する必要がある。

一方、まだ選択の途中の若者については、プレコンセプションケアを推進し、若者が健康や生殖に関する知識を踏まえたライフプランを立てられるようにすることが大切である。これにより、将来的に妊娠を希望する場合はもちろん、希望しない場合も含めて、個々人が自分に適した選択ができるようになることが期待される。

【図2：不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」(2002年、2005年、2010年、2015年、2021年))

(3) 医療技術の進歩と職場環境の整備

今後、生殖補助医療へのニーズはさらに高まると予想される。このため、日進月歩で進化する医療技術を踏まえつつ、持続可能な施策を効果的かつ効率的に実施していく必要がある。

特に、働きながら不妊治療を継続する人々にとっては、仕事と治療の両立が不可欠であり、働きながら不妊治療を受けられる施策が必要である。そのためには、職場環境の改善が重要であり、企業内での不妊治療に対する理解促進と共通認識の醸成が求められる。これらの取り組みを通じて、社会全体で不妊症及び不育症に関する継続的・体系的な支援を推進することが必要である。

(4) 多様性の尊重と個人の選択

不妊症や不育症の支援を推進する際には、個人の選択の自由を尊重することが極めて重要である。結婚並びに妊娠及び出産の自由や多様な家族観を尊重しなければならない。その上で、妊娠・出産を希望する方々に寄り添い、それぞれのニーズに応じた支援を選択できるようになるとともに、家族をはじめ、職場や地域社会など周囲の理解を促進することが求められる。

(5) 条例制定による支援体制の強化

これらの目標を実現するため、兵庫県では「不妊症等に関する支援促進条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めている。この条例は、県内で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための具体的な枠組みとなる。条例案の作成過程では、関係者から 122 件もの意見が寄せられ、それらを精査して反映させている。この条例の制定を契機として、医療機関、企業、教育機関など関係者の連携のもと、実効性のある施策が展開されることが期待される。

不妊治療支援は多岐にわたる課題を含んでおり、社会全体で取り組むべき重要な問題である。兵庫県の取り組みが、他の地域にも波及し、全国的な支援体制の充実につながることを望まれる。

3 不妊治療と仕事の両立支援の推進

(1) 現状と課題

① 治療の負担面

仕事との両立を困難にしている要因として、通院日と仕事の日程調整の難しき、心身への負担等が挙げられる。個人差はあるものの、一般不妊治療については、排卵周期に合わせた通院が求められるため、前もって治療の予定を決めることは困難な場合がある。更に体外受精、顕微授精を行う場合は採卵等を伴うため、特に女性は頻繁な通院が必要となる傾向にある。

また、不妊治療は長期間にわたることもあるため、治療と仕事との両立が困難である場合は、いずれかを断念するケースもある。令和5年度に実施した不妊治療支援実態調査では治療と仕事の両立に困難を抱えていた方が7割を超えており、結果的に両立ができた場合であっても負担が大きいことが伺える。

【図3：治療区分別の通院日数目安】

治療区分	月経周期ごとの通院日数目安	
	女性	男性
一般不妊治療	診療時間 1~2h/回程度の通院：2~6日	0~半日 ※手術を伴う場合には1日必要
生殖補助医療	診療時間 1~3h/回程度の通院：4~10日 診療時間 半日~1日/回程度の通院：1~2日	0~半日 ※手術を伴う場合には1日必要

(出典：厚生労働省「不妊治療と仕事との両立支援サポートハンドブック」)

② 職場の理解面

a) アンケート結果

2024年(令和6年)7月、兵庫県居住の従業員の不妊治療の経験・実態や制度の利用状況、兵庫県所在企業が実施している取組・利用状況を把握し、不妊治療に関する施策の推進・改善策を検討するため兵庫県が調査を実施した。

従業員の回答からは、

- ・不妊治療の実態を知らない人が約70%
- ・治療当事者で治療と仕事を両立できないことで仕事か治療をやめた、勤務体系を変えた人は約16%
- ・不妊治療を行った経験がある人のうち職場に相談した人は約50%

経営者の回答からは、

- ・不妊治療に特化した取組を行っている企業は約7%のみ
- ・不妊治療を行う従業員の把握や不妊治療に特化した取組は、企業規模で差があり、中小企業での取組は進んでいない
- ・企業が感じる課題は、プライバシーの配慮が約42%、制度設計やサポート体制の整備が約20%

であることが分かった。

b) 検討会意見

当該アンケート調査結果に対し、検討会委員からは、

- ・当事者が何を望んでいるか理解ができず、対応方法が分からない
- ・既に不妊治療で使える休暇制度があるが、企業側にノウハウがない、産業医が専門外でありながら対応しているなど、うまく運用できていない
- ・医療や環境は常に変化しているため、企業は最新の情報を得ながら、当事者の声、客観的な視点での必要な支援について検討していく必要がある
- ・企業規模によって対応できることは様々であるが、各機関が情報発信や啓蒙活動していくことは、企業への理解促進につながる

など意見があげられた。

(2) 対応方針

以上より、事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及や不妊治療を受ける従業員に対する柔軟な働き方の促進及び職場環境の整備などが求められる。

また、普及啓発や環境整備を実施する企業の状況と当事者である従業員双方の希望に対応することが重要である。

具体的な方策としては以下のとおりである。

① 管理職・従業員向けの必要な知識の普及啓発

企業に対して治療と仕事との両立の実態についての理解促進を図るとともに、普及啓発、社内研修等への活用も視野に入れた不妊治療と仕事の両立推進についての広報媒体の作成を進めること。なお、広報媒体については、オンデマンドで、いつでもどこでも容易にアクセス可能な形で提供できるものとする。

② 企業向けセミナーの拡充

経営者や管理職の理解、意識改革が職場の風土醸成の要であるという点を踏まえ、不妊治療と仕事との両立のため支援の必要性について意識啓発を目的とした、経営者・管理職を対象に講演会等を実施すること。

③ 不妊治療等に特化した連携体制の構築

企業側では不妊治療を実施する従業員のニーズや接し方が分からない状況にあることや、企業規模によっては支援制度の創設が困難である場合も踏まえ、企業が当事者による適切な助言などを受けることを可能とする、企業、専門家、当事者団体をつなぐ連携体制を構築すること。

4 不妊症等に関する支援促進条例(仮称)の制定に向けて

不妊治療が保険適用となり国においてもプレコンセプションケアを推進するための検討が進められているが、関係法令が複数にわたり、それらを包括する体系的な整理が進んでいない状況である。このような中、兵庫県において基本姿勢を明確にし、不妊治療の充実、定期健診等の推進、プレコンセプションケアの推進など、不妊症や不育症への支援を促進するために体系的に取り組む項目を整理して組み入れた条例を制定することは大変意義深いものである。

本検討会では条例制定の方針を確認し、条例(案)の検討を進めた。検討にあたっては関係機関からの意見及びパブリックコメントを踏まえて作成しており、延べ128件の意見に対して一つひとつ丁寧に反映させている。

本条例は理念条例であり罰則規定などは伴わないが、制定により、不妊治療当事者の経済的、肉体的及び精神的負担の軽減に資するだけでなく、若者が健康や生殖の知識を踏まえたライフプランを立てることができ、将来、自身やパートナーが妊娠を希望する際に、現在の自分に見合った選択ができるようになることを期待している。

不妊症及び不育症に関する支援促進条例(仮称)の制定に向けての考え方及び条例(案)については以下のとおりである。

<不妊症等に関する支援促進条例(案)概要>

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的(考え方)

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者(行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民)に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成(案)

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本方針、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等	不妊治療の充実、定期健診等の推進、プレコンセプションケアの推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境整備	不妊症患者等の相談機能の強化、治療と就労の両立の推進等	
第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	公布日から施行

＜不妊症等に関する支援促進条例（案）＞

Hyogo Prefecture

不妊症等に関する支援促進条例（案）

題名 兵庫県では男女問わず不妊症及び不育症に悩む方々を支援しており、その一連の支援を不妊症等に関する支援としてより一層促進するための枠組みを表す条例名とした。

前文

県民生活の健康と福祉

- 大学進学率の上昇や独身者の意識変化などを背景に、晩婚及び晩産化が進行。
- 不妊症及び不育症となる原因は男女ともにあり、加齢とともに妊孕性等が低くなるため、早めの受診が望ましい。（特に35歳以上）
- 生殖補助医療により出生した子の数は上昇傾向にあり、プレコンセプションケアや不妊治療をはじめとする不妊症等に関する取り組みの必要性も高まっている。
- 令和4年4月から不妊治療について公的医療保険が適用となり、医療制度も改正されつつある。
- 不妊症や不育症について、知りたい情報や受けたい治療が必要に応じて得られる体制が不十分なことや周囲の理解は深まっておらず、不妊治療を断念する当事者もいる。
- 不妊治療は長期間にわたることもあるため、当事者の経済的、肉体的及び精神的負担は大きい。
- 結婚並びに妊娠及び出産の自由や多様な家族観を尊重しつつ、健康や生殖に関する知識を持って、社会全体で不妊症及び不育症に関する支援をより一層促進するため条例を制定する。

第1章 総則

定義

- ◆ 「不妊症」
妊娠を希望する男女が避妊をしないで性交を反復しているにもかかわらず、一定期間（おおむね一年）以上を経ても女性が妊娠しない状態
- ◆ 「不育症」
妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返す状態
- ◆ 「不妊治療」
妊娠を希望する夫婦（事実婚を含む）が自然に妊娠できない場合に行う検査、治療等の医療
- ◆ 「生殖補助医療」
妊娠を成立させるためにヒト卵子と精子、あるいは胚を取り扱うことを含むすべての治療あるいは方法
- ◆ 「プレコンセプションケア」
妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の生活や健康に向き合うこと

Hyogo Prefecture

1

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第1章 総則

基本方針

地域社会の構成員が一体となって、不妊症及び不育症に関する支援をより一層推進していくための基本的な方針を規定

- 専門的な知見に基づいて総合的に取り組むこと
- 就労その他の社会生活と治療を両立でき、安心して治療を受けることができる環境を整備すること
- 年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じて必要な支援が受けられること
- 当事者や過去に不妊症及び不育症であった者、そのパートナー等の意見が十分に尊重されること
- 県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者、県民の参画と協働により推進すること

各主体の役割

県の役割

- ◇ 不妊症及び不育症に関する支援の推進に関する総合的な施策の実施
- ◇ 関係者と相互に連携及び必要な調整を図るとともに、その自主性や独自性を尊重し、地域の特性に応じた不妊症及び不育症に関する支援を推進

事業者(※2)の役割

- ◆ 従業員がプレコンセプションケア及び不妊治療と就労との両立に取り組むことができるよう配慮し、職場風土醸成をするために関係法令を踏まえ、必要な支援を講じるよう努める

市町の役割

- ◆ 県が実施する施策と連携し、地域の特性に応じた施策の策定・実施に努める

医療関係者(※1)の役割

- ◆ 県及び市町が実施する施策と連携し、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進に努める
- ◆ 当事者の状況を深く認識し、関係する診療科と相互に連携を図りつつ、良質かつ適切な治療等の提供に努める

教育関係者(※3)の役割

- ◆ 幼児、児童、生徒及び学生並びに職員が健康や生殖に関する知識を持ち、食生活、運動、休養等について健康な生活習慣の確立ができるよう必要な措置を講じるよう努める

県民の役割

- ◆ 妊娠及び出産及び不妊症並びに不育症に関する知識を持ち、当事者等に関する理解を深めるよう努める

※1「医療関係者」かかりつけ医及び不妊治療に従事する者

※2「事業者」他人を使用して事業を営む者

※3「教育関係者」学校（学校教育法第1条に同じ。）の教育に関する業務に従事する者

◇ 義務規定

◆ 努力義務規定

2

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等

取組内容

不妊治療等の充実

- ◇医療機関の連携及び心身の状態に応じた良質かつ適切な不妊治療等の提供 医療
- ◆先進医療を提供する体制の充実 医療
- ◆必要に応じた実態の把握 県

定期健診等の推進

- ◆定期健診等（定期的な健康診断や必要に応じた不妊症に関する検査等）を受けることの必要性に関する知識の普及啓発及び県民が定期健診等を受けやすい環境の整備 県 市町 医療 事業者 教育

プレコンセプションケアの推進

- ◆県民が妊娠・出産及び不妊症並びに不育症に関する知識を持ち、当事者等に関する理解を深めることができるよう相互に連携し、各世代に応じたプレコンセプションケアを推進 県 市町 医療 教育
- ◆生活習慣が健康に及ぼす影響、性感染症等の健康や生殖に関する知識の普及啓発及び環境整備 県 市町 医療 教育
- ◇受動喫煙の防止等に関する条例に基づく受動喫煙の防止 県
- その他の措置**
- ◆相互連携及び県民への正確な情報発信 県 市町 医療 事業者 教育

第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境の整備

取組内容

当事者等の相談機能の強化

- ◇相談窓口の機能強化と周知 県
- ◇不妊症及び不育症に関する相談への適切な対応 医療
- ◆周囲の理解が得られるよう、当事者以外の者が相談できる体制の整備 県 市町 事業者
- ◇不妊治療の相談等にかかる情報の取扱いとプライバシーへの配慮 県 市町 医療 事業者

治療と就労の両立の推進

- ◇事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及 県
- ◆不妊治療を受ける従業員に対する柔軟な働き方の促進及び職場環境の整備 事業者
- その他の措置**
- ◆相互連携及び県民への正確な情報発信 県 市町 医療 事業者 教育

3

不妊症等に関する支援促進条例（案）

第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進

取組内容

不妊症等に関する支援の促進について計画的な施策の推進

- 計画的な施策の推進を図るため、関係法令に基づく県の計画において必要な事項を定める

具体的な計画

- 次世代育成支援対策推進法第9条の規定により策定する県行動計画
- こども基本法第10条の規定により策定する県こども計画
- 成育医療等基本方針に基づき策定する県計画

施策の推進における留意事項

- 正確な情報を基に施策を立案すること
- 当事者等への経済的、肉体的及び精神的負担の軽減に資するよう配慮すること

第5章 雑則

- ◇不妊症及び不育症に関する支援を促進するため、具体的な施策の実施に関する行財政上の措置を講じる 県

附則

- 公布の日から施行する

4

【参考 1】不妊治療支援検討会開催状況

<令和5年度>

回数	開催日	議題
令和5年度	第1回	令和5年6月20日 15:45～17:30 ・検討会の設置 ・不妊治療支援における現状と課題について ・不妊治療支援実態調査について
	第2回	令和5年11月28日 16:00～17:30 ・実態調査の結果報告 ・施策の方向性の検討
	第3回	令和6年1月18日 15:00～16:00 ・議題不妊治療支援検討会中間報告書 (提言骨子)(案)について
	中間報告	令和6年1月24日 10:30～11:30 ・不妊治療支援検討会中間報告(提言骨子) 手交式

令和5年度不妊治療支援検討会 委員名簿

会 長	兵庫医科大学主任教授(産婦人科医)	柴原 浩章
会長代理	神戸大学医学部附属病院講師(腎泌尿器科医)	千葉 公嗣
委 員	兵庫県産科婦人科学会会長	山崎 峰夫
	兵庫県泌尿器科医会会長	岡 伸俊
	英ウィメンズクリニック理事長	塩谷 雅英
	中村産婦人科・木内女性クリニック勤務医	加藤 容子
	兵庫県医師会常任理事	大門 美智子
	兵庫県看護協会助産師	松本 豊美
	兵庫労働局雇用環境・均等部指導課課長	鳥海 晃司
	神戸市こども家庭局部長(医務担当)	三品 浩基
	赤穂市長	牟禮 正稔
	丹波市長	林 時彦

<令和6年度>

回数	開催日	議題
令和6年度	第1回 令和6年7月9日 15:00～16:30	・令和6年度不妊治療支援検討会の開催について ・不妊症対策推進条例（仮称）の制定について
	第2回 令和7年1月20日 15:00～15:50	・条例の制定について（条例原案の公表） ・企業への支援及び連携強化に向けた方策について
	第3回 令和7年3月24日 15:30～16:15	・条例最終案について ・議題不妊治療支援検討会最終報告書（案）について

令和6年度不妊治療支援検討会 委員名簿

会 長	兵庫医科大学名誉教授（産婦人科医）	柴原 浩章
会長代理	兵庫県立大学教授（母性看護学）	工藤 美子
委 員	神戸大学医学部附属病院准教授（腎泌尿器科医）	千葉 公嗣
	英ウィメンズクリニック理事長	塩谷 雅英
	兵庫県医師会常任理事	大門 美智子
	兵庫労働局雇用環境・均等部部長	廣瀬 真理
	神戸市こども家庭局部長（医務担当）	三品 浩基
	赤穂市長	牟禮 正稔
	NPO 法人 Fine 理事長	野曾原 誉枝
	伊福精密株式会社総務部部長	伊福 照恵
	株式会社デンソーテンコーポレート本部人事部人事室長	池上 有紀
	オブザーバー	浜松医科大学地域家庭医療学講座教授

【参考2】不妊治療支援検討会 中間報告書(令和6年3月)

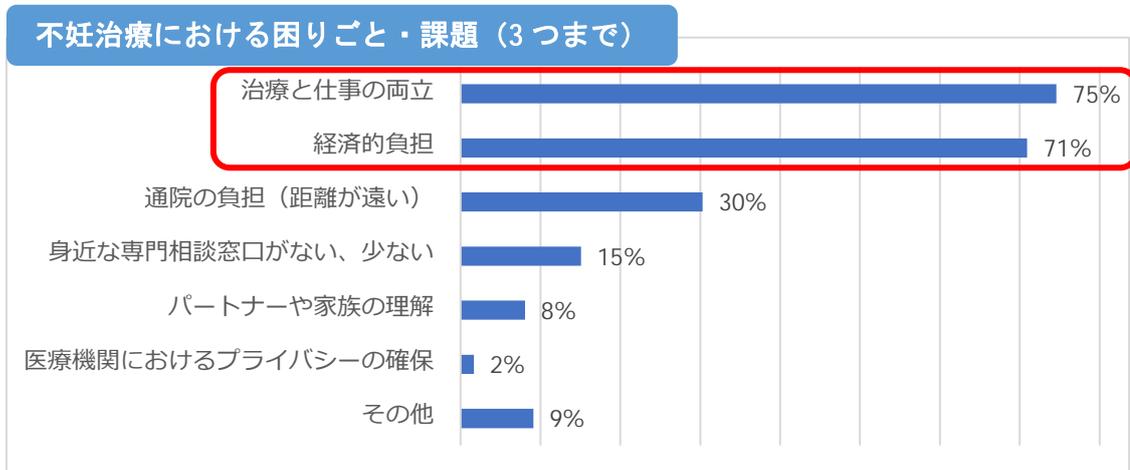
- 1 不妊治療支援検討会の設置・・・・・・・・・・ P2
- 2 検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 4 不妊治療支援実態調査・・・・・・・・・・ P7



実態調査の
詳細はこちら

- ① 不妊治療受診者
実施期間：令和5年7月27日～8月31日
回収数：当事者657人
- ② 県内産婦人科医療機関
実施期間：令和5年7月27日～8月31日
回収率：59.8% (119/199件)
- ③ 県内産泌尿器科医療機関
実施期間：令和5年7月27日～8月31日
回収率：66.2% (98/148件)
- ④ 県内各市町
実施期間：令和5年7月27日～8月31日
回収率：100% (41/41市町)

【調査結果一部抜粋】



自由記述意見（当事者）

- **保険適用の範囲を広げてほしい。**
- **仕事との両立が1番大変。**
- **スタートが遅れとても後悔している。**大人になってからでも**気軽に学べる機会がほしい。**
- 可能性は十分ある年齢なのに、もし**回数制限内で妊娠できなかつたらと考えると不安でたまらない。**
- 保険適用後も、自己負担額はあまり変わらず、**経済的負担が大きい。**

中間報告書への対応状況

2023年度(令和5年度)に実施した不妊治療支援実態調査からは、「保険適用後も経済的負担が大きい」、「若いうちから気軽健康と生殖について学べる機会がほしい」、「仕事と治療の両立が難しい」といった回答が寄せられた。

この実態調査における課題を抽出し、課題に対する施策を検討いただくため、兵庫県に中間報告書として提言を行った(P14)。提言内容については兵庫県の2024年度(令和6年度)の新規施策にも反映され、先進医療費及び通院交通費助成事業やプレコンセプションケア講師派遣事業が実施された。

その他提言に対する県当局の対応状況については、令和6年度第1回検討会にて報告を求め、現状及び今後の方針の確認を行った。なお、「治療と仕事の両立支援」、「兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組(条例)の検討」については、2024年度(令和6年度)の検討会にて継続して議論を進めた。

中間報告書における提言への対応状況・方針は以下のとおりである。

提言内容（一部要約）	対応状況
①依然として医療費の負担が大きいと、受診者に対し、経済的な支援を行うこと。	不妊治療にかかる「先進医療費」助成事業の実施【R6～】
②受診にかかる負担に地域間格差が生じる課題への支援を図ること。	先進医療にかかる「通院交通費」助成事業の実施【R6～】
③不妊治療と仕事を両立できるよう、管理職や同僚の理解の促進等、職場内の環境づくりを推進すること。	企業向けアンケートの実施【R6】 企業向けセミナー等での啓発【R6～】
④不妊治療による当事者のメンタルヘルスを推進するため、相談・支援の充実を図ること。	不妊・不育／男性不妊専門相談の実施 不妊治療応援サイトの開設【R5～】
⑤若い世代が、健康づくりについて理解し将来設計を選択できるよう、プレコンセプションケアを推進すること。	Z世代へのプレコンセプションケア事業の実施【R6～】
⑥兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組を講じること。	不妊対策特化条例の制定【R7】

（継続して検討課題の対応方針）

中間報告書において継続して検討すべき課題として示した3つの項目について議論を重ねた結果、現時点での対応方針は以下のとおりである。

課題①	現在、生殖補助医療実施機関がない圏域においても、生殖補助医療に取り組もうとする医療機関への支援策を引き続き検討すること
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間格差をなくすための医療機関の設置には、初期投資が大きく、回収が難しい。 ・新規医療施設における医者の確保が難しく、医師を育てる方が必要。 ・新たに生殖補助医療実施機関を開設することは困難である。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の持続性なども考慮し、当事者への経済的負担の軽減や不妊・不育専門相談により対応する。

課題②	不妊治療と仕事の両立ができるよう、生殖補助医療実施機関の診療時間帯拡充に向けた支援を検討すること。
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯の拡充をしなくても受診できていた患者に影響が出る可能性がある。 ・両立にむけてはまず職場の理解を求め、休みやすい職場環境をつくる必要がある。 ・医師確保も難しく、医師の働き方改革と逆行してしまう恐れがあるので、独自の取組を妨げるものではないが、特定の医療機関に診療時間帯拡充の対応を求めることは困難である。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の働き方改革も考慮し、セミナーや普及啓発により職場の理解促進を図り、働きながら治療を受けることができる職場づくりを推進する。

課題③	今後の国の動向を踏まえながら、女性の多様な生き方を支援するための卵子凍結について検討すること
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望する方が働きながらも不妊治療が可能であるなどの社会づくりが大切である。 ・妊娠を保証する技術ではなく未婚化・晩産化を助長するおそれがある。妊娠に向けたリスクや負担の軽減に取り組む不妊治療支援とは方向性が異なる。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・他府県の実績では結婚していない方の利用が9割を超えているなど晩婚化・晩産化を助長する可能性もあることから、まずはプレコンセプションケアの推進や仕事との両立支援に注力する。

【参考3】企業向けアンケート（令和6年7月）

（1）目的

兵庫県従業員の不妊治療の経験・実態や制度の利用状況、兵庫県所在企業が実施している取組・利用状況を把握し、県内の不妊治療に関する施策の推進・改善策を検討する。

（2）調査対象者

従業員：県内居住の男女20～49歳の有職者（派遣、契約、パート除く）

経営者：県内企業の経営者もしくは人事担当者

（有効回答数：従業員1,000、経営者207）

（3）主な調査項目

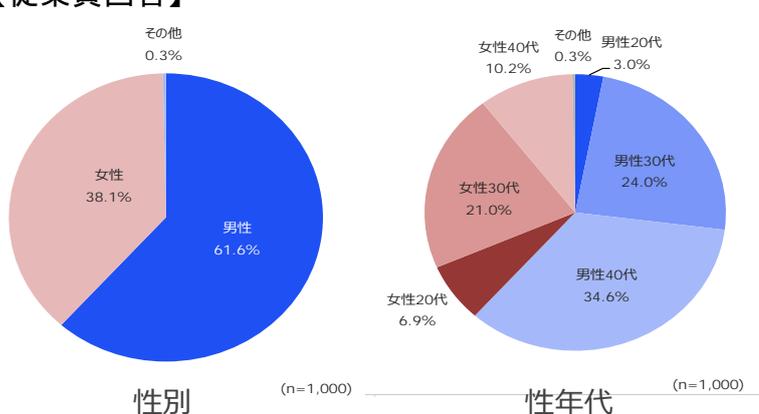
従業員：属性（性別、年代）

ニーズ（治療の経験、仕事との両立状況、必要な制度・取組等）

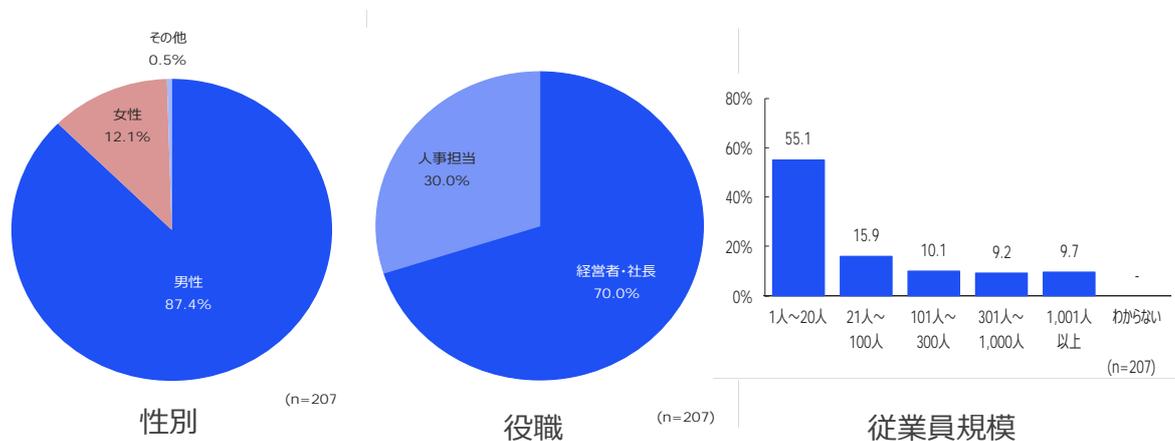
経営者：属性（性別、役職、従業員規模）

ニーズ（支援・取組状況、両立を図る上での課題等）

【従業員回答】



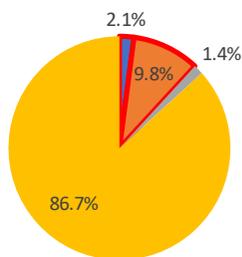
【従業員回答】



従業員向けアンケート結果

1.不妊治療を行った経験がある人は11.9%

- 今、不妊治療を行っている
- 不妊治療を行った経験がある
- 不妊治療を試みようとしたが、諦めた
- 不妊治療を行ったことがない

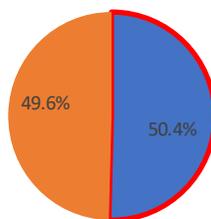


不妊治療を行った経験 (N=1,000)

不妊治療を行ったことがある割合は女性が男性より 1.1%多い

2.不妊治療を行った経験がある人のうち、職場に相談した人は50.4%

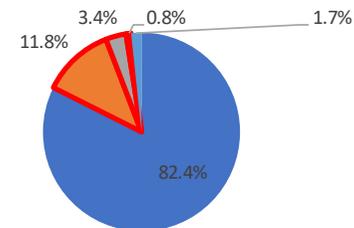
- ある (伝える予定も含む)
- ない



会社への相談有無 (N=119)

3.仕事と両立できない人は約6人に1人

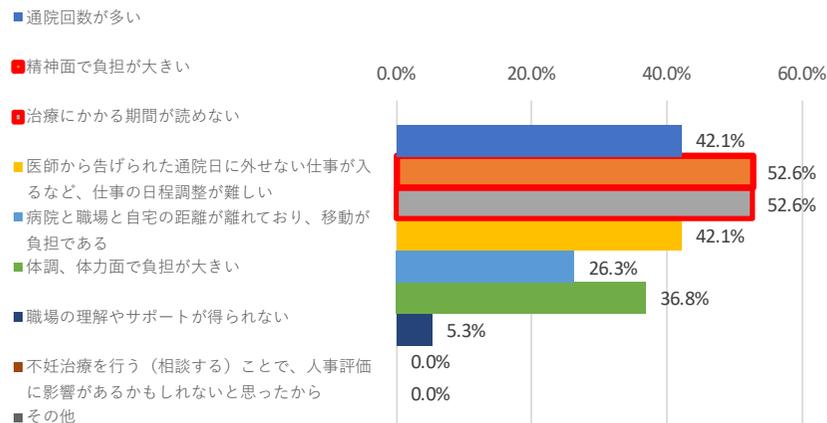
- 不妊治療と仕事を両立している (していた)
- 両立できず不妊治療をやめた
- 両立できず雇用体系・勤務体系を変えた
- 両立できず仕事をやめた・変えた
- その他



仕事と不妊治療の両立状況 (N=119)

男性は「両立できない」が10%、一方、女性は29%と約3倍

4.両立できなかった理由は「精神面での負担」「治療にかかる期間が読めない」が50%以上

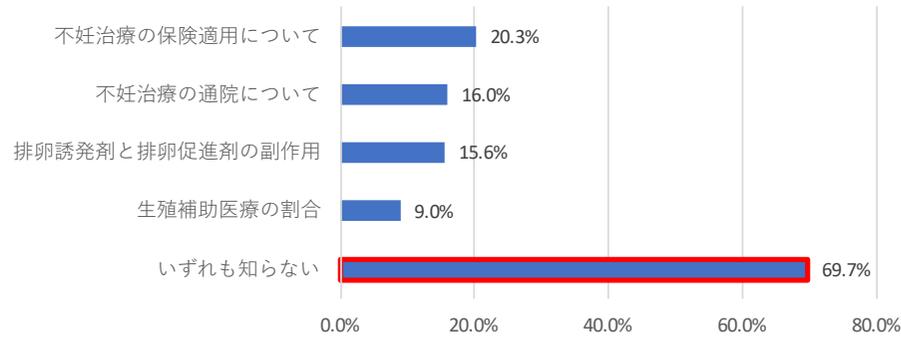


両立できなかった理由 (N=60)

「精神面での負担」「治療にかかる期間が読めない」の理由のうち女性の割合はそれぞれ6割,7割を占める

従業員向けアンケート結果

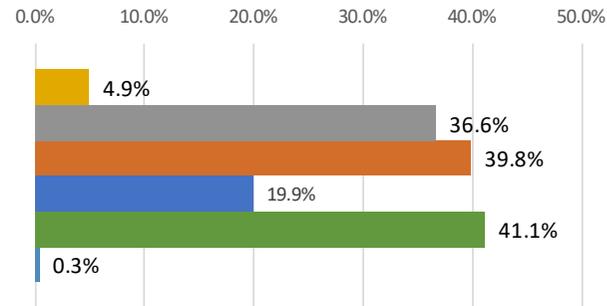
5. 不妊治療の実態をいずれも知らない人が約70%



不妊治療にかかる実態の認知率 (N=1,000)

6. 県や市町に望む支援は休暇等の制度導入、企業への理解促進

- 企業外の相談体制の整備
- 不妊治療と仕事の両立を支援する企業への支援・助成
- 企業における不妊治療と仕事の両立を支援するための勤務時間、休暇等に関する制度の導入を促す
- 不妊治療に関する県民・企業への理解を深めるための広報・啓発
- あてはまるものはない
- その他



県や市町に望む支援 N (=1,000)

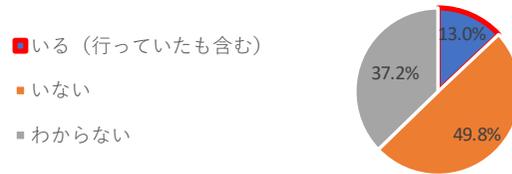
	20代	30代	40代
男性	40.0%	42.5%	45.1%
女性	52.2%	54.3%	39.2%

休暇の利用希望 (N=1,000)

不妊治療のための休暇制度があれば
実際に利用したいと回答した人は約 46%

経営者向けアンケート結果

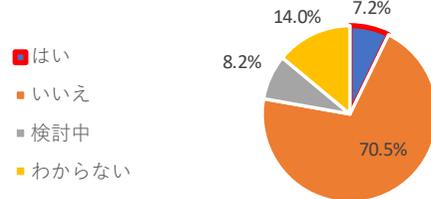
1.不妊治療を行う従業員がいると認識している企業は約13%、分からないと答えた企業は約37%



不妊治療従業員の有無（N=207）

中小企業（従業員数1～20人）の認識度は約3.5%であるのに対して、大企業（従業員数301～1000人）の認識度は約52.6%であり、その差は約49.1%

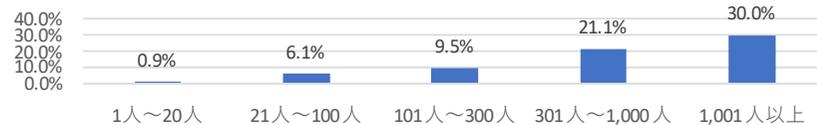
2.不妊治療に特化した取組を行っている企業は約7%



不妊治療に特化した取組の有無（N=207）

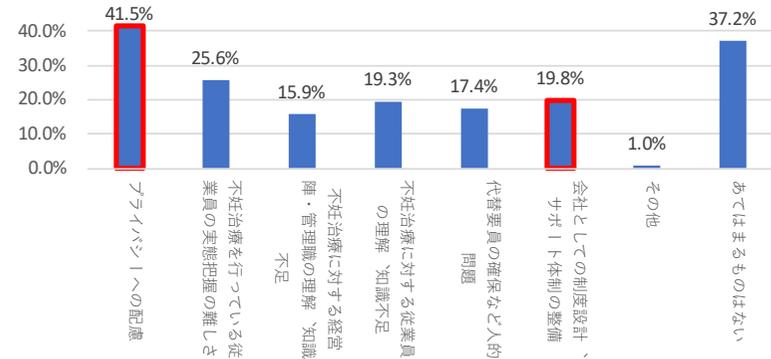
※不妊治療に特化した取組の内容
 休暇制度、柔軟な勤務体系（フレックスタイム制度等）
 助成や貸付など経済的支援、相談窓口の設置

3.不妊治療に特化した取組の有無にも、従業員別で差が見られる



不妊治療に特化した取組有の企業（N=15）

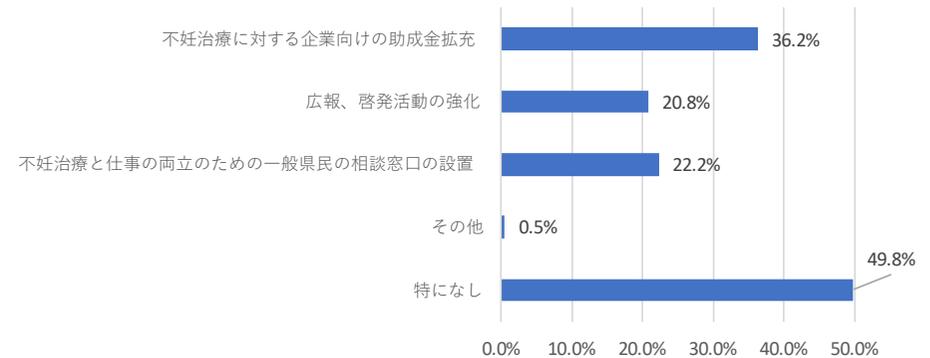
4.企業が感じる課題は、プライバシーの配慮が約42%、制度設計やサポート体制の整備が約20%



不妊治療と仕事の両立について感じる課題（N=207）

・従業員の「プライバシーへの配慮」に最も困難さを感じている
 ・社内の状況把握、治療に関する知識不足、サポート体制の整備についても課題を感じている

5.不妊治療に対する相談窓口の設置、助成金の拡充、広報の強化等を望んでいる



不妊治療と仕事の両立のために行政に望むこと（N=207）

【参考4】不妊治療支援施策の沿革

2022年

令和4年10月 「不妊治療促進のための県民シンポジウム」を開催

2023年

令和5年4月 不育症治療支援事業・不妊治療ペア検査事業の所得制限を撤廃

令和5年6月 不妊治療支援検討会を設置
令和5年度第1回不妊治療支援検討会

令和5年7月 不妊治療支援実態調査

当事者、医療機関、市町を対象に調査
延べ657人の当事者意見は施策検討の礎に。

令和5年11月 令和5年度第2回不妊治療支援検討会

令和5年12月 不妊治療応援サイト「妊活はじめの一步。」開設

2024年

令和6年1月 令和5年度第3回不妊治療支援検討会
不妊治療支援検討会中間報告書（骨子）手交式

6つの施策推進を提言

令和6年3月 不妊治療支援検討会中間報告書の公表

令和6年4月 プレコンセプションケア講師派遣事業の運用開始
不妊治療支援検討会に新規委員(企業・当事者団体等)を追加

令和6年7月 先進医療費・通院交通費助成事業の運用開始
高校生とのプレコン座談会
令和6年度第1回不妊治療支援検討会

R6実績：約3,000件
R7年度から拡充予定

令和6年8月 条例(※)の原案作成に向けた意見照会
企業向けアンケート調査

100件超の意見を原案に反映

従業員、経営者を対象に不妊治療の実態を調査

令和6年10月 大学生とのプレコン座談会
企業向け地域セミナー（神戸・姫路）の実施

令和6年11月 企業向け地域セミナー（阪神）の実施

令和6年12月 ポータルサイト「プレコンはじめの一步。」開設

2025年

令和7年1月 令和6年度第2回不妊治療支援検討会

啓発動画やタブロイド紙も発行
サイトから自由に閲覧可能

令和7年2月 条例(※)に対するパブリックコメントの実施

令和7年3月 令和6年度第3回不妊治療支援検討会
不妊治療支援検討会最終報告書の公表

令和7年6月 不妊症等に関する支援促進条例（仮称）の公布・施行へ

※「不妊症等に関する支援促進条例(仮称)」